（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第四条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改め、同条に次の二項を加える。

４　環境大臣は、第一項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

５　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

第十八条第一号中「、厚生労働大臣」を削り、同条第二号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣、環境大臣」に改める。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正）

第五条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「以下第四条」を「次条」に、「除き」を「除き、以下」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　水道

（社会資本整備重点計画法の一部改正）

第六条　社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設の新設、増設又は改造に関する事業

第四条第六項中「第二条第二項第九号から第十一号まで」を「第二条第二項第十号から第十二号まで」に改める。

（農薬取締法の一部改正）

第七条　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（肥料の品質の確保等に関する法律の一部改正）

第八条　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項及び第二十一条の三第四項中「ときは」の下に「、内閣総理大臣」を加える。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正）

第九条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに内閣総理大臣及び」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第十条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第八十三条第一項中「、第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「並びに第八十一条の四」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八十三条の四第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（水資源開発促進法等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣」を削る。

一　水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項及び第二項並びに第四条第一項及び第六項

二　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第三十七条第二項第四号

三　海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第三条第四項及び第十三条第二項

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十二号の二を第三十一号とし、同項第三十九号中「供する」を「供し、又は営業上使用する」に改める。

第六条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第八条第一項第四号中「及び難病の患者に対する医療等に関する法律」を「、難病の患者に対する医療等に関する法律」に、「の規定」を「及び食品衛生法の規定」に改める。

第十一条の見出しを「（薬事審議会）」に改め、同条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に、「、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」を「及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に改め、「及び食品衛生法」を削り、同条第二項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第十八条第一項中「、第三十号、第三十一号」を「から第三十号まで」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十三条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二　水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第五十三号」を「第五十二号の二」に改める。

（環境省設置法の一部改正）

第十四条　環境省設置法（平成十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「及びヲ」を「及びワ」に、「ヨに」を「ヲにあっては当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施、タに」に改め、同号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同号中タをレとし、ヨをタとし、ヲからカまでをワからヨまでとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置

（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

第十五条　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。

第四条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ（第十六号において「食品等」という。）及び同条第二項に規定する洗浄剤の衛生に関する規格又は基準の策定に関すること。

第四条第一項第十五号中「（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を削り、同項第十六号中「同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ」を「食品等」に改める。

第五条の二中「別に」を「前項に定めるもののほか、別に」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

消費者庁に、食品衛生基準審議会を置く。